

空き家に対する市の取り組み

このように空き家が増加している中、管理が行われていない空き家の現況を把握し、計画的に空き家対策を講じていくことを目的として、平成29年4月～令和6年6月までの間に建築課に苦情があった空き家等および令和2年度に実施した区長調査で「倒壊の恐れがあり隣接地などに危険を及ぼす可能性のある空き家」と判定された計371件の実態調査を令和6年7月～10月に行いました。

特定空家等および管理不全空家等に対しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき指導などを行い、その他空家等に対しては適正管理依頼書を通知します。

判定結果一覧

区分	件数	備考
特定空家等	5	令和7年2月に開催した藤岡市空家等対策会議で特定空家等に認定するかどうかを審議しました。審議などの結果を踏まえ、市長が認める場合は特定空家等に認定し、法律に基づく助言・指導、勧告、命令などを行います。
管理不全空家等	35	法律に基づく指導、勧告を行います。
その他空家等	232	空き家の所有者に改善措置を依頼します。
その他	99	
合計	371	

空き家対策の支援としていろいろな補助制度を用意しています

空家解体補助金

市内にある老朽化した空家が解体されずにいる現状を解消するため、自発的に空家の解体を行う人に対して、補助金を交付します。着工前の申請が必要です。

補助金額 補助対象工事費の3分の1とし、上限額20万円(昭和56年以前に建築された空き家は30万円)

補助対象工事 個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空家である住宅の解体で、解体工事許可証などを有する市内の業者が請け負うもの

※家具などの物品処分費は対象外

空家等管理費補助金

空家とその敷地が未管理のまま放置され、周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことを防ぐため、管理業務などに要した費用に対して、補助金を交付します。着手前の申請が必要です。

補助金額 補助対象管理費の2分の1とし、上限額4万円

補助対象業務 個人が所有する1年以上居住などに使用されていない空家等である住宅の管理(外観調査および点検・清掃・建築資材の飛散および落下防止・敷地内の除草および樹木の剪定・通風・通気および通水など)で、市内に事業所を有する業者に委託するもの

上記の補助金の他にも、空き家のリフォームやブロック塀の撤去に関する補助金などもあり、空き家に関するさまざまな困り事の解決やサポートをする相談窓口も設置しています。

各種補助制度を利用するには、条件がありますので、詳細は市ホームページ(右記2次元コードを読み取り)を確認するか、建築課へ問い合わせてください。



市ホームページ
(建築課)

空き家に関する
Q&Aはこちら



問い合わせ 建築課(☎@2326)

空き家の現状について知っていますか？

令和5年に総務省が実施した住宅・土地統計調査によると、全国の空き家件数は900万戸であり、総住宅数に占める空き家の割合は、13.8%となりました。また、当該調査における県の空き家件数は16万1,300戸であり、空き家率は16.7%となっています。なお、本市の空き家件数は、4,820戸で、空き家率は16.3%です。

空き家の管理や責任は誰のもの？

空き家を適正に管理する責任は、空き家の所有者または管理者にあります。隣地の問題は、たとえそれが空き家であったとしても、**民事の問題として原則当事者間で解決する必要があります。**

所有者などの連絡先を知っている場合は、直接の話し合いをお願いします。市では、所有者などに対して適切な管理のお願いを行っていますが、これは**強制力がない**ものです。「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置については、空き家を放置することが著しく公益に反する場合(倒壊によって通行人や近隣住民へ被害が及ぶなど)に限り行います。隣地の空き家については、民法に基づく民事的手法を用いることが、一番の解決への近道です。

空き家を放置しておくこんな被害が起きます



倒壊



ねずみ・害虫



景観の悪化



外壁落下



悪臭



不法侵入



枝のはみ出し